



地域を変える

NEW

POWER!!

地域おこし協力隊

細野 達也さん



肝付町の皆さんこんにちは！地域おこし協力隊の細野達也です。今回は空き家バンクについてお話ししたいと思います。前年度の空き家バンクへの新規登録は54件、成約数は38件でした。肝付町の空き家バンク登録数は他の自治体よりも多く、問い合わせは300件を超えています。町のホームページだけでなく、アットホームやライフルホームズなどのホームページでも情報発信をしており、日本国内だけでなく、海外からも問い合わせが入ります。空き家を購入される方は、9割が県外、残り1割は町内や周辺地域の方です。空き家購入の際には、どこに住んでも一度は現地にて物件確認をお願いしております。物件の状態、設備の確認、周辺地域の確認など、写真だけではわからない事を必ず自身で確認いただき、購入するかどうかを検討。「是非購入したい！」という方がいらっしやれば、所有者様にその方にお売りするかどうか確認し、両者の合意が得られれば、連絡先を交換し売買手続きへ

進んでいきます。空き家バンク掲載物件のほとんどは不動産業者が入っておらず、個人売買となり、司法書士や行政書士に間に入っていただくのが一般的です。空き家バンクの登録相談を受ける際に、良く聞かれるのが「家財が残っているが片付けないと登録できないですか」という質問です。空き家バンクは家財が残っていても登録可能です。現在空き家バンクに掲載している物件の多くが、家財がそのまま残っています。購入者が見つかった場合は、写真やお仏壇などの個人的なものや、その他必要なものがあればお引き取りいただき、残りは購入者が処分する場合があります。空き家は全国的な問題となっており、肝付町だけでも約1,500軒の空き家があると想定されています。空き家を所有している方がいらっしやいましたら、是非空き家バンクをご活用いただきたいと考えております。

「住まいの終活」に取り組みましょう

住まいの終活とは、相続が発生する前や空き家になった早期の段階（3年以内）に、相続人や相続予定者から、責任ある所有者や利用者へ引き継ぐための活動です。

空き家の増加が社会問題になっていきます。空き家を放置するほど、処分も難しくなります。また、空き家対策特別措置法の改正により、R5年12月に「放置空き家（管理不全空き家）」が施行されました。このことにより、固定資産税を軽減する（3分の1～6分の1）という「住宅用地特例優遇税制」が適用されなくなる場合があります。空き家は放置しないで、できるだけ早く対処をしましょう。

役場では「空き家バンク」を設置し、空き家の情報発信を行っており、多くの方に利用いただいています。

	新規登録		合計	成約		合計
	高山	内之浦		高山	内之浦	
R3	4	1	5	5	3	8
R4	38	22	60	16	11	27
R5	24	30	54	17	21	38
合計	66	53	119	38	35	73

お問い合わせ先
肝付町役場移住サポートセンター（企画調整課内） 0994(65)8426